

宇部市下水道管路施設包括の維持管理業務委託

提案評価基準

令和 6 年 10 月

宇 部 市

この提案評価基準(案)は、宇部市(以下「市」という。)が実施する宇部市下水道管路施設包括的維持管理業務委託を受託する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定を行うにあたっての評価基準を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者(以下「参加者」という。)に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである(これらの書類を総称して、以下「実施要領等」という。)

- ①公募型プロポーザル実施要領(案)
- ②要求水準書(案)
- ③基本契約書(案)
- ④様式集(案)
- ⑤その他、市が公表した書類
- ⑥上記に関する質疑回答書

参加者は、実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目 次

1	審査方法	1
1.1	審査方法	1
1.2	受託者決定フロー	1
1.3	委員会の設置	2
2	審査内容	2
2.1	プロポーザル参加資格の確認	2
2.2	企画提案審査	2
2.3	契約の締結	3
3	総合評価点の算出方法	4
3.1	配点方針	4
3.2	企画提案書の審査項目等	4
3.3	評価点の算出方法	6

1 審査方法

1.1 審査方法

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受託者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考見積金額を総合的に評価する。

1.2 受託者決定フロー

受託者決定のフローは図 1に示すとおりである。

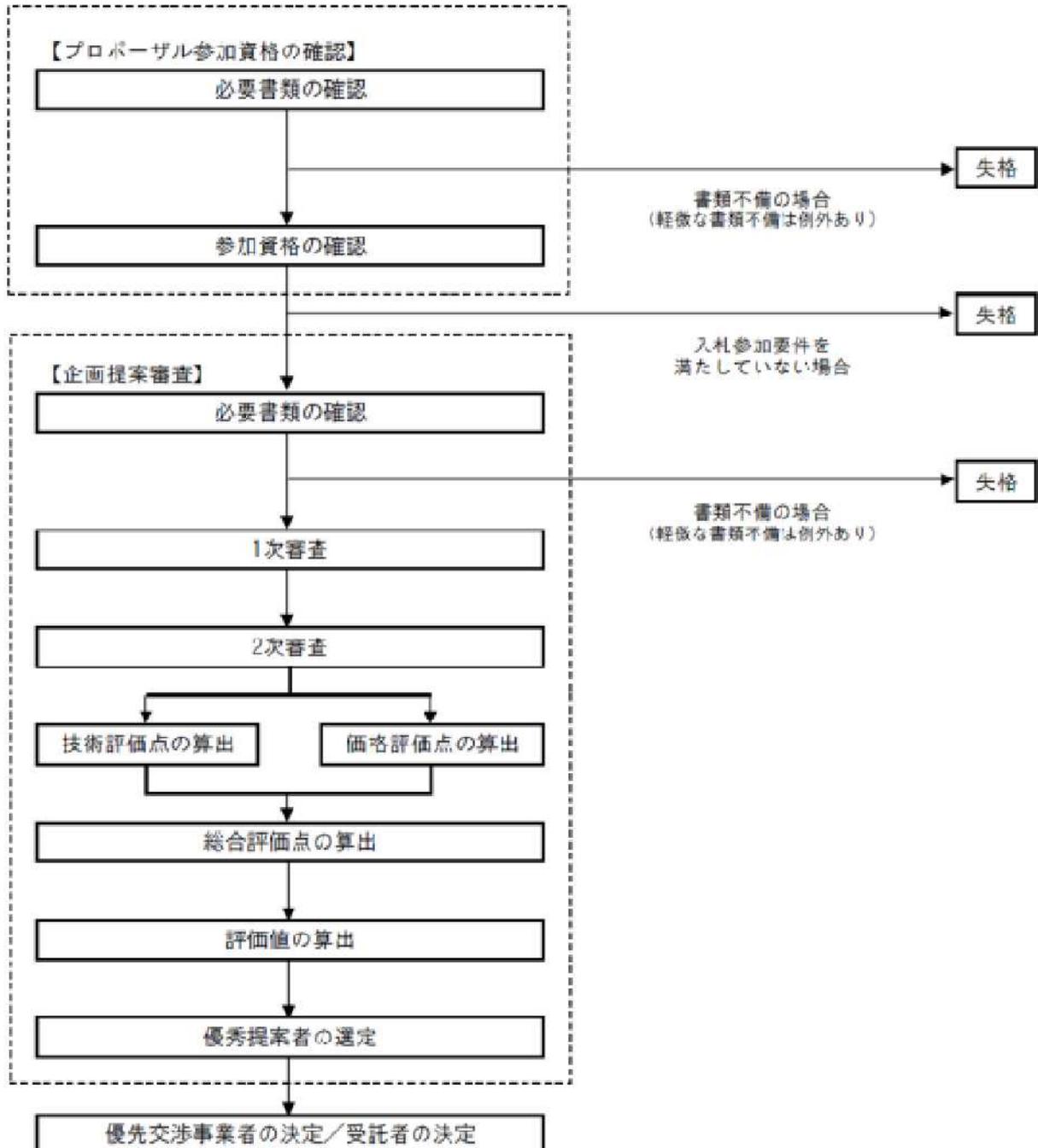


図 1 受託者決定フロー

1.3 委員会の設置

市は、企画提案書等の審査を実施するため、「宇部市下水道管路施設包括的管理業務委託プロポーザル選定委員会」(以下、「委員会」という。)を設置している。委員会の委員は、宇部市下水道管路施設包括的管理業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱により構成している。委員会は、提案評価基準に基づき企画提案書等の審査を行う。

なお、参加者が、優先交渉権者の選定前までに、本業務について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

2 審査内容

2.1 プロポーザル参加資格の確認

2.1.1 必要書類の確認

市は、参加者から提出された参加資格確認書類について、公募型プロポーザル実施要領にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

2.1.2 参加資格の確認

市は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が公募型プロポーザル実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2.2 企画提案審査

2.2.1 1次審査

市は、企画提案者から提出された参加資格確認書類(様式4～7他)、配置予定技術者調書(様式9)及び企画提案書(様式10)について、委員会において「3 総合評価点の算出方法」に基づき審査を実施し、1次審査評価点の合計点の上位から概ね5者を選定する。

2.2.2 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングの実施)

2次審査は、1次審査による選定者を対象に2.2.1により提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委員会において2次審査の採点を行う。

また、1次審査の評価対象、評価項目については、プレゼンテーション及びヒアリングの実施結果により再度審査を実施し、2次審査として全項目を評価する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。

なお、実施日時、場所等の詳細については、事前に1次審査による選定者に通知する。

2.2.3 出席者及び説明者(2次審査)

出席者数並びに説明者数は8名程度とする。ただし、質問に対する回答は配置予定統括責任者もしくは配置予定主任技術者が主体となって説明すること。なお、参加者である共同企業体の構成員(代表企業を含む。)以外の者の出席は認めない。

2.2.4 提案内容審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容及び参考見積金額について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化(技術評価点及び価格評価点の算出)を行う。

2.2.5 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

2.2.6 優先交渉権者及び次点者の選定

委員会は、評価値によって評価順位を決定するとともに、評価値が最も高い提案を最優秀提案として、当該提案を行った者を優先交渉権者として選定する。また、次に高い提案を行った者を次点者とする。評価値の算出方法は次のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{各委員の総合評価点の和}$$

なお、評価値が同点で優先交渉権者が2者以上となったときは、参考見積金額が低い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。この場合において、参考見積金額が同額であるときは、委員会に諮って優先交渉権者を選定する。また、次点者についても同様とする。

提案者が1者のみである場合は、評価値を委員会の委員の数で除した平均評価点が 240 点以上であれば優先交渉権者とする。

2.3 契約の締結

市は、優先交渉権者と選定された者に見積を依頼するとともに本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と選定された者と契約交渉を行うものとする。

- ①本基準2.2.1に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ②契約交渉が成立しないとき又は優先交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき
- ③その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

3 総合評価点の算出方法

3.1 配点方法

企画提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、下記を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} (280 \text{ 点満点}) + \text{価格評価点} (120 \text{ 点満点})$$

3.2 企画提案書の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、1次審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)は、表1のとおりとする。ただし、一次審査において、表1のうち評価対象Ⅲプレゼンテーション・ヒアリングの評価項目は除く。

表 1 1次審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)

評 価 点 合 計			400
評価対象	評価項目	評価の着眼点	配点
Ⅰ 実務実施能力	1. 実施実績	・同種、類似業務の実績、作業拠点	20
	2. 技術力の確認	・企業の技術者及び有資格者の数は十分か	
Ⅱ 業務提案内容	1. 企画提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施の基本方針、事業者として最も重要と考える事項、創意工夫を発揮できる事項、特に配慮する事項を踏まえ述べられているか ・日常的維持管理及び計画的維持管理の基本的考え方が明確に述べられているか ・本市のストックマネジメント計画を十分に理解した内容となっているか ・各業務の内容を十分に理解しているか 	240
	2. 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するために必要な企業の配置が適切に提案されているか ・業務を実施するための人員配置計画(平日、休日、夜間、緊急時の各体制)及び機材配備計画が適切に提案されているか ・再委託先等に関して、適切に記載されているか ・作業を担当する企業もしくは再委託先の企業等が保有する車両を、写真において確認できるか 	
	3. 担当予定技術者の資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な有資格者の配置が適切になされているか ・従業者の教育訓練及び異動への対応についての考え方が述べられているか 	
	4. 受託実績	・同種業務の受託実績から、業務実施に当たっての創意工夫点、他者より優れていた点がみられるか	
	5. 実施計画		
	業務全般	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか ・要求水準未達とならないための対策、未達の場合の対応は適切か ・各業務一体管理による利点を活かした有効な提案、欠点(課題)を克服する提案はあるか 	

	日常的維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的維持管理の具体的計画が述べられているか ・事故、住民情報等に対する迅速かつ円滑な対応が述べられているか ・緊急時における人員、資機材の確保計画がされているか(夜間・休日含む) ・長期的な視点に立った維持管理費低減に関する提案がなされているか 	
	計画的維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ効果的な巡視・点検、清掃、調査等の業務計画がされているか ・異常箇所の早期発見、修繕の実施計画がされているか ・浸入水点検・調査業務において、有収率の改善が期待できる内容となっているか ・調査結果と下水道台帳との不整合箇所の解消方法について述べられているか 	
	ストックマネジメント実施計画関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・既ストックマネジメント計画を熟知した企画技術提案となっているか ・点検調査等の結果及び改築業務等に基づく既ストックマネジメント計画の見直し業務について、的確かつ実務的に述べているか 	
	計画的改築業務	<ul style="list-style-type: none"> 計画的改築業務の施工箇所及び工法選定の内容が、現場状況・条件に適合し、的確かつ実務的な提案となっているか ・老朽化対策の推進に資する内容となっているか ・改築業務の施工から完了まで、現場状況等及び施工規模に応じた円滑な業務継続及び業務遂行が可能となる体制等を構築する実施計画となっているか ・業務上の安全管理及び労働安全衛生について、的確かつ実務的に述べているか 	
	統括管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・業務指標を達成するための具体的な取組姿勢が優れているか ・本業務の実施に関する参加者の一元的な管理手法について述べられているか ・本業務に参加する市内企業及び所属する技術者へ、統括管理業務手法の継承及び人材の育成について述べられているか 	
	6.危機管理・安全対策の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・異常時・緊急時・出水期における人員配備計画及び緊急連絡体制が効果的か ・現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制は十分か 	
7. 追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理コストの削減若しくはサービスレベルの向上に資する内容となっているか 		
Ⅲ プレゼンテーション・ヒアリング	1.技術者の専門能力	<ul style="list-style-type: none"> ・実績として挙げた業務の担当分野に中心的、主体的に参画したことが伺えるか ・管路施設維持管理や予防保全等に関する専門知識が十分か 	20
	2.取組姿勢 コミュニケーション力	<ul style="list-style-type: none"> ・本市下水道施設の現状の認識や本業務の目的、条件、内容等の理解が十分か ・提案説明や質問に対する応答は、適正になされているか 	
Ⅳ コスト	1.参考見積価格の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト縮減に努力しているか ・配点×(最低見積金額÷見積金額) 	120

3.3 評価点の算出方法

評価項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

ただし、評価項目のうち「参考見積価格」は、消費税及び地方消費税を含まない価格で以下により得点化する。

- ① 参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格以下の範囲内の者のうち、最低の者に、配点の満点である 120 点を価格評価点として付与する。
- ② 上記①以外の参加者の得点は、下記の式により①の最低価格との比率をもって小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位まで求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} (120) \times \text{最低価格} \div \text{当該参加者の見積価格}$$

(算出例)

Xグループ: 見積価格5.0億円(最低価格)

$$\Rightarrow \text{価格評価点} = 120 \text{ 点}$$

Yグループ: 見積価格5.5億円

$$\Rightarrow \text{価格評価点} = 120 \text{ 点} \times 5.0 \text{ 億円} \div 5.5 \text{ 億円} = 109.09 \text{ 点}$$